

Editorial

今月号の特集について

高鳥毛敏雄

関西大学社会安全学部 教授

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法)は、前文に次のような文章が置かれています(一部抜粋)。

「(……) 医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する」

——つまり、多くの感染症が克服されてきたが、なお新たな感染症の脅威はなくなっておらず、かつての感染症患者に対する差別や偏見を繰り返さないように努め、良質で適切な医療を提供しなければならない、ということです。しかし、今般のCOVID-19 パンデミックに対して、この前文に書かれた医療をわれわれは実現できたのでしょうか？ 感染症法とは別に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されており、COVID-19 対策推進のために2020年一部改正されましたが、それだけでは不十分というのが正直なところです。以前と比べると今日の病床数、医療従事者数は大幅に増えていますが、それをマネジメントする社会的な仕組みについてはまだ確立していたとは言えません。感染症の医療体制では専門病院に依存している現状から、地域の医療機関も参画したものへと移行する必要性が指摘されています。そのためには、地域の医療機関の機能分担をさらに進め、病院と診療所、医療と介護の連携を深め、かかりつけ医制度を進展させていくという課題が残されています。これらに向き合うことが次のパンデミックに対する医療体制の備えにもつながるように思われます。

そこで、本誌ではCOVID-19を契機に課題となった感染症について、「シリーズ 公衆衛生と感染症」として1月号は「医療体制」、2月号は「医学と治療」と連続して、現状と今後を展望する特集を企画しました。本号では、島崎謙治先生には日本の医療体制の構造と特徴について、佐藤大介先生、吉村健佑先生には地域医療計画における感染症の医療の位置付けの改正点について、尾崎治夫先生には地域の医療者から見た課題について書いていただきました。また、COVID-19だけでなく目下の課題でもあるHIV/AIDSについては白阪琢磨先生に、結核は加藤誠也先生に、ハンセン病については青木美憲先生に、それぞれ現状と展望について解説いただきました。次号と併せて感染症に対する医療体制と医学・医療を展望する一助となれば幸いです。